

はた 秦先生の 人材活用

第1回：社員採用の成功と失敗

経営・人材コンサルタント 秦 光義

少子高齢化が進む中、どの業界でも人手不足が叫ばれています。これから益々深刻化していくのは確実です。一方で、企業は人で成り立っているといつても、実践している企業は少ないのが実態です。この2つの問題を念頭に人材について考える必要があります。

今回は、一般的と思われる人材採用の動きについて掲載します。

人手不足のため、求人を出してもなかなか求めている人材が集まらないという会社は少なくありません。一方で、中小企業でも社員採用が上手くいっている会社は存在します。では何が違うのでしょうか。

- 面接のときは良いと思った
- 知名度がないから優秀な人は来ない
- 応募者の質が低い

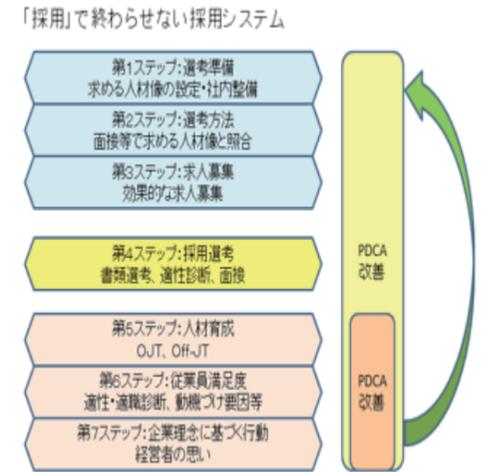
などを上手くいかない理由にあげていませんか。これは、無意識のうちに大企業と採用を競っている姿にも見えます。実はここにほしい人物像、面接方法、募集方法・ターゲットなどの改善すべき重要な問題が潜んでいる場合があります。これらの問題を明確にせず、従来の面接、募集のやり方を続けていても上手くいくはずがありません。

この問題の明確化と改善の繰り返し、採用の成功・失敗の差として表れてきます。一般的には、人事採用は書類選考⇒適性診断⇒面接の流れで進められます。最初の書類選考では「応募資格をクリアしているか」「採用の可能性はあるか、面接にすすめるか」などを判断することになりますが、人物像が曖昧なままだと客観的な判断ができなくなります。面接に至っても、面接者の経験、主観で判断することになり、また面接者により採用可否が大きく左右されてしまいます。この結果、仕事ができない人を雇ったりすることになります。

適性診断は、多くの人は潜在意識に基づき行動しますので、その潜在意識に焦点を当て、求めている職種への適性、モチベーション、ストレス耐性を可視化し、就業、業務への支障などヒューマンリスクを把握します。

最後の面接で採用可否を判断します。そのため、書類や適性診断では見極められない能力、人間性を引出します。面接チェックシートの活用などが有効です。採用が上手くいっていない場合は、人物像の明確化～面接までの各段階に問題が潜んでいる可能性があります。次回以降『「採用」で終わらせない採用システム』について解説します。

「成功している企業は、成功するようにやっている」お気軽にご相談ください。



著者紹介
 秦 光義(はた みつよし)
 P&P Laboratory 代表
 イノベーション、人材開発の
 コンサルタント
 mail:m.hata@pandp-lab.com
 URL: http://pandp-lab.com/

労務管理 ワンポイント講座

特定社会保険労務士 平林 俊一
Tel.052(719)0191 Fax.052(721)0244

雇用に伴う助成金(特定求職者雇用開発助成金)

高齢者や障害者などの就職が特に困難なものを、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、それらの方の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

- 助成金は次の3つの給付金に分けられます。
- I. 高齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難なものを雇い入れることを助成する「特定就職困難者雇用開発助成金」
 - II. 65歳以上の離職者を雇い入れることを助成する「高齢者雇用開発特別奨励金」
 - III. 東日本大震災による被災離職者等を雇い入れることを助成する「被災者雇用開発助成金」
- 詳細及び申請につきましては、愛知商工連盟協同組合 ☎052-721-0082 までお問合せください。

2/24(火) 18:15~
 第1部 セミナー
 講座：アベノミクス第3の矢「成長戦略」
 平成27年度中小企業施策フル活用
 講師：(株)プロシード 代表取締役 小寺 弘泰
 場所：愛商連本部3階会議室
 第2部 懇親会
 場所：豊楽

定員15名のところに18名の受講者をなんとか会議室に入ってもらい、大盛会のなか開講しました。テーマは、補正予算に盛り込まれているアベノミクスの目玉戦略である「第3の矢成長戦略」中小企業への支援策です。

既に発表されている①支援策最新情報の読み取り方、②注目したい補助金、③注目したい税制優遇施策、について要点を明確に、わかりやすく、積極的に申請したくなるような説明が行われました。

特に他では聴けない情報としては、◎採択をもらう秘訣15、◎根拠法を理解しよう、◎「革新的サービス」とは何か、などの身近な事例や新しい傾向をおしえてくれました。

受講者はあらかじめ資料は配布されていないものの熱心に講師の話に聞き入りメモを取っていました。

緊張した熱いセミナーは80分もすると沸点を迎え、会議室での講話は、場所を変えて懇親会へと移行し、距離も近くなって質疑応答、具体的な話題で盛り上がりました。



ASK 定例セミナー 第1回 SEMINAR REPORT

ビジネス許・認可 ワンポイント講座

行政書士 田中 聡

TEL 052-848-9211 FAX 052-848-9212
E-mail:satoshi_t@kss.biglobe.ne.jp

第1回 建設業許って何故必要なの？

はじめまして。行政書士の田中聡です。鹿島理事長とは、2年程前、ひょんなところからご縁をいただき、現在では、理事長をはじめ、理事・職員の皆様には大変お世話になっております。また、すでに愛商連を通じて建設業関連の手続で関わらせていただいた組合員・事業主の皆様もおみえになります。この場をお借りして、多くのご縁に感謝申し上げます。

私は、平成17年12月、30歳の時に行政書士を登録・開業いたしました。今年でまる10年になります。開業以前は、司法書士・行政書士事務所に勤務しておりまして、司法書士の補助者の傍ら、行政書士業務を経験させていただき、その期間もあわせると、おおよそ15年、主に建設業の許認可等の手続にかかわってまいりました。行政書士業界においても建設業関連の手続は主要な業務分野であり、また、多くの先輩が業務の確立に力を注いできた分野です。大先輩には、経験・知識の及ばない部分もありますが、若手(？・笑)の中では、ありがたいことに比較的、経験には恵まれていると思っておりますので、

この紙面をお借りして、特に建設業関連の手続に関し、私なりの多少の経験や知識をお伝えできれば幸いです。

まずは、題名の「建設業許って何故必要なの？」ですが、この答えは、許可が何のため・誰のために存在するのか考えれば分かります。

昔は「棟梁が、腕のいい大工を引き連れ、家を建てる。」これこそが「建設業」で、建築物の出来の良し悪しは、「大工の腕次第」で決まると言われていました。腕の良い職人を見つけてその人に頼めば間違いないというような感じでした。現在はどうでしょうか？ 家一つ建てるのでも、大工はもちろん、土木、足場、設備、電気、塗装、屋根等多くの下請専門業者が工期にあわせてそれぞれ施工を担当しています。ゼネコンやサブコンはもちろん、地元の建設業者や工務店にいたっても自社で全て施工という形態はほとんどありません。

その際、施主または元請が、施工業者を選ぶ一つの指標になるものが、「建設業許可」になります。「建設業許可」を取得するためには、いろいろな要件を満たしていることが必要になります。また、許可を取得することによって行政の監督下に置かれ、多くの責任が生じます。要件を見事にクリアして許可を取得した責任ある建設業者は、信頼に値するということです。

「建設業許可」は、主に発注者の業者選択および保護のための許可制度です。建設業の憲法といわれる「建設業法」の第1条[目的]の中にも、その旨は謳われています。

次回からは「建設業許可」の内容や取得要件等につきましてアドバイスをお伝えして説明していきたいと思っております。



著者の紹介 田中 聡

- ・昭和50年5月20日 岐阜県生まれ、愛知県育ち
- ・平成10年3月金沢大学法学部法律学科卒業
- ・名古屋市内の大手司法書士事務所に就職
- ・平成17年12月行政書士登録、事業開始
- ・現在は、主に建設業(許可・経審・入札参加)の各種手続および関連業の許認可申請業務をメインに活動

連絡先 田中聡行政書士事務所
〒466-0023 名古屋市中区石仏町1丁目3番地第二円昭ビル3A

資金繰り相談

ASK顧問 鈴木 廣彦
事業再生コンサルタント 052(526)6506

保証料の不思議

皆さんの会社が金融機関から借金をするとき、当たり前のように保証料を条件とされます。会社が破たんして貸出金を会社から回収できなくなっても、金融機関は保証人である保証協会から回収できる、とりっぱぐれがないからです。

ところで、会社が保証協会に支払う保証料は、借入時点で当り前のよう全期間分を一括して貸出金から差し引かれます。かなり大きな金額になります。それが保証料の前払い分です。借主である会社のお金です(決算書にも前払い費用として計上されています)。そのお金はあなたも(銀行ではなく)保証協会に普通預金として一時的に預けてあるようなものなので、お金が必要時には協会に対し「口座から引き出してください」と請求すれば支払いを受けられるはずですが、保証協会は絶対に支払ってくれません。「私はこの前払い保証料をおたくが保証してくれた担保としておたくに差し入れたつもりはない」と主張したって、協会は「いったん俺の懐に入った金は、たとえそれがあんたの金であったとしても渡しません」というのです。詐欺にあったような話です。

これまで金融機関から説明を受けたことはないでしょうが、保証料は分割支払いができるので、資金繰り上必要であれば、借入時点で金融機関に「保証料は分割にしてください」と申し出るようにしましょう。

備えあれば憂いなし ASK 不動産入門

第1回 不動産登記って何？

司法書士 林 清忠



著者紹介
 林 清忠(はやし きよただ)
 司法書士、行政書士、愛知商工連盟協同組合顧問
 事務所 〒486-0958 春日井市西本町二丁目11-15
 電話 0568-35-7161 FAX.0568-35-7162
 E-mail shoshi-kiyotada898@agate.plala.or.jp

こんにちは。司法書士の林清忠です。前回までは「相続」をテーマにお話をさせていただきましたが、今回は「不動産」をテーマにお話しさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司法書士の主な業務に、「不動産登記」に関する手続きについて代理することがあります。20年以上前のことですが、実は私、恥ずかしながら「登記」の意味もよくわからずに司法書士の勉強を始めました。勉強を始めたらばかりの頃、あまりにも「登記」のイメージが分からずに、勉強がなかなか進まなかったため、講師の先生に「不動産登記って何ですか？」という今では考えられないほど痛い質問をしました。するとすぐに、「不動産の取引の安全のために、一定事項を登(とう)録して記(き)載することだよ。」という答えが返ってきました。社会経験の乏しい私にとって非常にわかりやすい説明だったと思いますし、まさにその通りだと思えます。

今から考えれば、単に「登記」という、それまで聞いたことのない言葉という法律用語を自分がすぐには受け入れられなかっただけなのかもしれませんが、これがきっかけで、司法書士の勉強がはかどりました。

「登記」は、「不動産の取引の安全のため」の制度ですので、誰でも閲覧できます。土地であれば地番さえ特定すれば、だれが所有者であるかを容易に知ることができます。個人情報保護が叫ばれていますが、完全に公開されています。

次回も「不動産登記」についてお話しします。